

孟子における民の移動の問題——「王道論」の前提——

岡 本 光 生

一 問題の提起

津田左右吉は、「王道政治思想」を論じた一文のなかで、とくに孟子の「王道論」について次のように述べている。

孟子の王道論は……一くちにいふと、如何にすれば當時の一國の君主が天下を混一して其の王となり得られるのか、といふことを説いたものである。其の主張するところを要約すると、次にいふやうなことになる。君主が其の富強をはかり戦に勝たうとすれば、するほど民を苦しめることになる。それは民にとつては虐政である。ところが、民はかゝる虐政を行ふ君主には歸服しない。それに反して、民を苦しめない君主、いひかへると仁政を施す君主、には民は喜んで歸服する。もしすべての君主が虐政を行つてゐる間に立つて、かゝる仁政を施す君主が一人あるならば、虐政の下に呻吟する民はみなそれ

く、の君主に離叛して、此の仁君には歸服する。天下のすべての民が歸服すれば、もはや他には君主は無いことになるので、それが即ち天下の王となつたことである。⁽¹⁾

さらにまた

仁政を行ふ君主には四方の民がおのづから來歸する、といふのが王道論の精髓⁽²⁾

あるいはまた

王道論の主張は、仁君があつてそれが他の君主を服屬させるのもそれを倒すのもなく、民衆がおのづから仁君に來歸するといふのであるから、或る君主に隸屬してゐる民衆が其のまゝ全體として新に現はれた仁君の治下に移るのではなく、民衆の個々が従來の君主との關係を絶つて新なる君主に歸服するといふ考へ方である……⁽³⁾

とも述べている。そして孟子がこのように考えるに至つたについては

戦亂のために安んじて生活することのできない民衆が、場合によつては比較的平和の地に難を避け、また水旱の災から起つた饑饉などのために流民となつたものが、いくらかの住みよきところに落ちつき場所を求めたやうな事例が、かういふ考の成立を誘つたのであらう。

と述べ、こうした考えの背後に歴史的事実の存在してゐたことを示唆する。

ところで孟子の「王道論」についての津田のこうした理解が正当なものであるとすれば、孟子において民衆は、その本来土着している土地から容易に移動し得る、地縁的結合から容易に解放され得る、あるいはすでに解放された存在、「移動の自由」を持つ存在でなければならぬことになる。

果たしてそうであらうか。もしそうであるとすれば、そこにおける「移動の自由」は如何なる性質のものであらうか、そもそもそれは自力で獲得したものであらうか、それとも他の力の介入によつて与えられたものであらうか、その場合、その力は如何なる性質のものであるのか、以下の考察では、これらの諸点を孟子の発言に即しつつ、また他の文献あるいは歴史的事実

をも視野に収めながら、分析していきたい。

〔注〕

(1) 津田左右吉「王道政治思想」(全集十八所収) 一四七頁。

(2) 前掲書 一四九頁。

(3) 前掲書 一五四頁。

(4) 前掲書 一四八頁。

二 民衆の移動——その二つの類型——

民の「移動の自由」という問題について、孟子はしばしば、民が戦亂によつてその土着の土地から切断される、いわば強制的に地縁的結合を解体され、「移動の自由」を持たされてしまふ、という現象を指摘する。たとえば、梁惠王上篇で惠王の

晉國天下莫強焉、叟之所知也。及寡人之身、東取於齊、長子死焉、西喪地於秦七百里、南辱於楚。寡人恥之。願比死者壹洒之。如之何則可

という問に対し、孟子は

地方百里而可以王。王如施仁政於民、省刑罰、薄稅斂、深耕易耨、壯者以暇日、脩其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制梃以撻秦楚之堅甲

利兵矣。彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母、父母凍餓、兄弟妻子離散。彼陷溺其民、王往而征之、夫誰與王敵。故曰、仁者無敵。王請勿疑と答えている。

「彼（秦楚を指す）奪其民時」という政治、すなわち軍事と徭役に民衆を不断に徵発する虐政が、「父母凍餓、兄弟妻子離散」という現象を引起す、血縁的紐帶、地縁的結合を解体する、というのである。また齊の宣王と「楽しみごと」について対話を交した孟子は「臣請爲言樂」として次のように述べる。

今王鼓樂於此、百姓聞王鍾鼓之聲、管籥之音、舉疾首蹙頰而相告曰、吾王之好鼓樂、夫何使我至於此極也、父子不相見、兄弟妻子離散。今王田獵於此、百姓聞王車馬之音、見羽旄之美、舉疾首蹙頰而相告曰、吾王之田獵、夫何使我至於此極也、父子不相見、兄弟妻子離散。此無他、不與民同樂也（梁惠王下）

ここでもまた君主の虐政が「父子不相見、兄弟妻子離散」なる事態を惹起するとし、また鄒の穆公に対し凶年饑歲には「君之民、老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者幾千人矣」（梁惠王下）と指摘し、また齊の平陸に

おいてその大夫孔距心なるものにやはり「凶年饑歲、子之民、老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者幾千人矣」（公孫丑下）と述べている。

これらの記述からすれば、戦争、饑饉など危機的情況にあつて、「父子不相見、兄弟妻子離散」、「壯者散而之四方者幾千人矣」とあるように、民は血縁的、地縁的結合を解体され、そうした紐帶から解放された「裸の個」として「移動の自由」を強制的に賦与されてしまふのだ、と言えよう。

危機的情況にあつて、民がその血縁的、地縁的結合を解体されてしまふという認識は、また墨子にも見られるところである。

墨子の非攻下篇に

今王公大人、天下之諸侯、則不然。將必皆差論其爪牙之士、比切其舟車之卒伍、於此爲堅甲利兵、以往攻伐無罪之國。入其國家邊境、芟刈其禾稼、斬其樹木、墮其城郭、以湮其溝池、攘殺其性怪、燔潰其祖廟、勁殺其萬民、覆其老弱、遷其重器

とある箇所は、一つの國家が他の國家を滅亡せしめるということが、具体的に如何なる行為を伴うものであるかを述べた部分であるが、墨子は、こうした行為と

その結果を「殺天之人、滅鬼神之主、廢滅先王、賊虐萬民、百姓離散」(非攻下)と要約し、「此中不中鬼之利矣」としている。こうして、国家の滅亡が「百姓離散」という結果、すなわち、地縁的結合の強制的解体という結果を招くという認識が墨子に存在したことが明らかになったのであるが、ここでより一層注目すべきは、戦争ないし饑饉という危機的情況において、民を地縁的結合から切断することを謀るという政策が、戦国時代、さらに朔って春秋時代に実際に行なわれたことである。

饑饉を背景にしてそうした政策の行なわれたらしいことは、梁惠王上篇の以下の箇所から推察される。

梁惠王曰、寡人之於國也、盡心焉耳矣。河内凶、則移其民於河東、移其粟於河内。河東凶亦然

ここでは一国内における食糧供給と需要との地域的不均衡を解消すべく、一地域から他地域へ民を移動させることが、語られているのであるが、このことは当然、民がそれまで保持していた地縁的結合を何らかの意味で弱体化させるであろう。

戦争、とくにその敗北を通して、民の地縁的結合が強制的に解体させられた事例としては、たとえば、史

記秦本紀昭襄王二十一年の条に

(司馬) 錯攻魏河内。魏獻安邑。秦出其人、募徙河東、賜爵、赦罪人遷之

とみえるし、また同様な事例は史記樗里子甘茂列伝にもみえる。

秦惠王八年、爵樗里子右更、使將而伐曲沃、盡出其人取城、地入秦

また六国年表には「魏哀王五年、秦拔我曲沃、歸其人」とあり、秦本紀惠文君十三年の条には「使張儀伐取陝、出其人與魏」ともある。こうした事例、すなわち戦争の敗北を契機に、旧来の民が新たな征服者によって他処へ移住を強制され、地縁的結合が解体されてしまふ、少なくとも弱められてしまふ、という事例は、すでに春秋時代から見られるところである。

たとえば、左伝僖公二五年の記述によると、晉の文公が陽樊を囲み、これを伐とうとしたさい、陽樊の人倉葛の「德以柔中國、刑以威四夷、宣吾不敢服也。此誰非王之親姻、其俘之也」という言により伐つのを思止まって、「乃出其民」という。同様の説話は国語の周語中、晉語四にもみられる。もちろん、この説話そのものを史実と見るわけにはいかないが、しかし文公が

「乃出其民」ことについては、これを事実と考えてよ
 かりう。たしかし左伝において滅ぼした邑の民を強制
 的に他処へ移す、という例は多い。「齊侯、萊を滅し、
 萊を郟に遷す」(襄公五年)、「楚の共王、頼を滅す。
 ……頼を郟に遷す」(昭公四年)などはその例である。
 こうして見てくると、孟子が眼にした「凶年饑歲、
 老弱轉乎溝壑、壯者散而之四方者幾千人矣」、あるいは
 「彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母凍餓、兄弟妻
 子離散」なる現実には、当然のことながら偶然にもたら
 されたのではなくして、戦争と饑饉という危機的情況
 を背景として、民の地縁的結合を解体すべく、上から
 の権力によってもたらされたものであった。だとすれ
 ば、ここにおいて地縁的結合から解放され、「移動の
 自由」を与えられた民は、積極的、自発的に自ら進ん
 で、そのような「自由」を獲得したのではなくして、
 受動的、偶発的にそうした「自由」を与えられ、止む
 を得ず、追放されるように他処へ移動していった、し
 かもその場合、「父子不相見、兄弟妻子離散」とある
 ように、血縁的紐帯までも解体されながら移動してい
 った、ということになる。

ところで、孟子において民の移動の問題は、これま

で見てきたような受動的な、強制された移動という側
 面からのみ考えられていたわけではない。むしろ積極
 的な、そして自発的な移動という側面も考えられてい
 る。たとえば、梁惠王上篇に

今王發政施仁、使天下仕者、皆欲立於王之朝、耕
 者皆欲耕於王之野、商賈皆欲藏於王之市、行旅皆欲
 出於王之塗、天下之欲疾其君者、皆欲赴愬於王。其
 若是、孰能禦之

とある部分が注目される。ここでは「天下仕者」、「耕
 者」、「商賈」、「行旅」、「天下之欲疾其君者」が「發政
 施仁」の王のもとへ来歸するのだという。民は、強制
 されて王のもとへ来歸したのではない。「仁政」を行
 う王のもとへ自発的に移動してきたのである。こうし
 た発想で、民の移動の問題を把握するのは、公孫丑上
 篇の

尊賢使能、俊傑在位、則天下之士、皆悅而願立於
 其朝矣。市廛而不征、則天下之商、皆悅而願藏於其
 市矣。關譏而不征、則天下之旅、皆悅而願出於其路
 矣。耕者助而不稅、則天下之農、皆悅而願耕於其野
 矣。廛無夫里之布、則天下之民、皆悅而願爲之氓
 矣。信能行此五者、則鄰國之民仰之若父母矣。率其

子弟、攻其父母、自有生民以來、未有能濟者也。如此則無敵於天下。無敵於天下者、天吏也。然而不王者、未之有也

とある部分にも見られる。ここでもまた「天下之士」、「天下之商」、「天下之旅」、そしてそれらの同質な存在である「天下之農」、「天下之民」が「仁政」を施す王のもとへ来帰するのだという。とすれば、「仁政」を行う王のもとで支配されるべく、自発的にこの王のもとへ来帰する、という発想でこれらの民が把握されていることは明らかである。さらにまた、滕文公下篇では周霄の「出疆必載質、何也」という問に対し、孟子は「士之仕也、猶農夫之耕也。農夫豈爲出疆舍其耒耜哉」と答えている。ここでの農民の出疆は土の出疆と同質の行爲とされているのであるが、自ら土の一員と自覚している孟子にあって、土の出疆は当然自発的な行爲であるはずである。だとすれば、それと同質の農民の出疆なる行爲もまた、当然にも自発的な行爲と考えられているはずである。

かくして孟子における民は「仁政」を施す王のもとへ来帰する、というのであるが、「仁政」の具体的内容が、土に対する「尊賢使能、俊傑在位」は別にし

て、「市廛而不征」、「關譏而不征」、「耕者助而不稅」、「廛無夫里之布」という經濟政策を主要内容としたものであるとすれば、「天下之商」、「天下之農」、「天下之民」は、「利」を獲得せんとして「仁政」を施す王のもとへ来帰するのである。⁽¹⁾

以上の考察によって、孟子において、積極的に「利」を求め、自発的に移動する、すなわち、王の「仁政」を目前にしてすでにして「移動の自由」を持つ存在、すでにして地縁的結合から解体された存在——それが如何なる力によるのか、自らの力によって自らを解放したのか、あるいは他律的に解放されたのか、たとえば「仁政」の介入によって解放されたのか、については孟子は問わない——としての民衆もまた想定されているのである。

ところで、こうした民衆、「利」を求めて移動する民衆というイメージは、他の文献にも見られる。たとえば、紀元前二六〇年の長平の戦から間もない時期に成立したと考えられる商君書徠民篇を見てみよう。この篇は

今秦之地方千里者五……又不盡爲用、此人不稱土とあるように、土地に対して相対的な人口過疎、労働

力不足の状態にある秦へ

彼土狭而民衆、其宅參居而并處、其實萌賈息。民上無通名、下無田宅、而恃姦務末作以處。人之復陰陽澤水者過半。此其土之不足以生其民也

という状態、すなわち、土地に対し相対的な人口過剰、労働力過剰な状態にある三晋から如何にして労働力を移住させるのか、その手段を主題としているのであるが、この篇の作者は「今王發明惠、諸侯之士來歸義者、今使復之三世、無知軍事」あるいは「今利其田宅、復之三世。此必與其所欲而不使行其所惡也。然則山東之民無不西者矣」として、三晋から秦へ移住して来る民に軍役を三代にわたって免除する、かくのごとくすれば、山東の民は必ずや西方の秦へ移住して来るはずであり、秦の人口過疎、労働力不足の問題は必ず解決するのだという。さらに

臣竊以王吏之明爲過見、此其所以弱、不奪三晋民者、愛爵而重復也、其説曰、三晋之所以弱者、其民務樂而復爵輕也、秦之所以强者、其民務苦而復爵重也、今多爵而久復、是釋秦之所以疆、而爲三晋之所以弱也、此王吏愛爵重復之説也、而臣竊以爲不然として、秦が爵を愛み、軽々しく授けず、また容易に

軍役を免除しないことに、三晋から秦へ人間の移動して来ない理由を求めている。ここにおいて、三晋の民のなかにはすでに三晋において爵と復との特権を享受しているものもあろうし、またそれらの特権を享受する可能性は、三晋の民すべてに開かれていると考えなければならぬ。徠民篇の作者は、三晋においてすらそうした特権を現に享受している、またその可能性を持つ民に、三晋以上に爵と復との特権を与えることによって、かれらを秦へ移動せしめよう、と考えている。すなわち、この篇の作者は、より一層の軍役免除と授爵とを手段に、三晋の民をその地から切断し、秦へ移動せしめんと考えているのであり、これを逆に三晋の民の側から言えば、より一層の軍役免除と授爵という「利」を求め、敢て地縁的紐帯、爵によって構造化された秩序のなかでの位置付けから自己を解放し、秦へ移住する、ということになる。

これまで、われわれは、民の移動の問題が孟子において如何に把握されているかについて分析してきた。そこにおいて明らかになったのは、まず戦乱や饑饉を契機として上から強制的に移住させられる民の存在である。それと同時に、王の「仁政」のもとへ積極的、

自発的に移住する民もまた孟子において想定されている。

ここにおいて考察しなければならないのは、この二つの類型の「移動」、止むを得ずその本来の土着地から追放された民と、仁政のもとへ自発的に移動する民とが、どのように関連するののか、という問題である。

この問題を考察するために、まずわれわれは、商君書徠民篇にみられるより一層の爵と復とを求め、三晋から秦へ移動して来る民と、孟子において王の「仁政」のもとへ移動して来る民とを、その移動の性質の相違という観点から比較・分析していくことが必要である。すでに見たように、徠民篇において、民を移動さすべく採用される政策は、三晋がすでに採用している政策、すなわち爵を授け復を施すという政策そのものであった。ただ、その程度をより一層甚しくするといふものであった。然るに孟子にあって、民を招来すべき王の採用する「仁政」は他の君主たちの採る政策とは正反対のものであった。すなわち、孟子にあって、一方の極に「仁政」が位置し、他方の極にはそれと全く正反対の「虐政」が位置するのであった。さらにこれと関連するのであるが、徠民篇にあって移住して来

る民は、その本来の土着地にあって、現実には爵を与えられていないか、あるいはそうした可能性を持つ民、すなわち三晋の秩序のうちに位置付けられた民であった。徠民篇の課題は、そのように秩序のうちに位置付けられた民を、その秩序から切断し、秦の設定する新たな秩序へ組込む、ということであった。それに対して、孟子において、王の「仁政」のもとへ移住して来る民は、すでに引用したところであるが、

地方百里而可以王。王如施仁政於民、省刑罰、薄稅斂、深耕易耨、壯者以暇日、脩其孝悌忠信、入以事其父兄、出以事其長上、可使制梃以撻秦楚之堅甲利兵矣。彼奪其民時、使不得耕耨以養其父母、父母凍餓、兄弟妻子離散、彼陷溺其民、王往而征之、夫誰與王敵、故曰、仁者無敵、王請勿疑（梁惠王上）

とあるように「其の民の時を奪はれ、耕耨し以て其の父母を養ふを得ざらしむる」状態に追込まれ、「父母凍餓、兄弟妻子離散」した民、すなわち、その本来の土地において虐げられていた民であった。その「虐政」が「父子不相見、兄弟妻子離散」なる現象を結果するものだとすれば、孟子において王の「仁政」のもとへ移動して来る民は、すでに、その本来の土地から切断

され、地縁的結合を解体されていた民、その意味での「移動の自由」を持つ存在であると言える。徠民篇において課題とされていたのが、一つの秩序のなかに位置付けられていた民を、その秩序から解放し、他の秩序のうちへ位置付けることであつたとすれば、孟子にあっては、すでにして無秩序のうちにある民を、王の「仁政」のもとへ位置付けることが課題であつた。同じく「利」を求めて移動する存在として民を把握する徠民篇と孟子とにあつても、以上の点が明確な差異として存在するのである。だとすれば、孟子の提起する二つの類型の移動にみられる民、上からの強制によって移動させられる民と自発的に「仁政」のもとへ移動していく民とは、実は同一の民であると言えよう。すなわち、孟子において民の移動が、二つの異なる類型として把握されたのは、一連の現象の言わば前半部分と後半部分との特色がそれぞれ別個に把握された結果だったのである。

このような特色を持ちつつ構想された、孟子における民の移動の問題は、移動して来た民が、以下に示すような定着形態を取ることによって完結する。

五畝之宅、樹之以桑、五十者可以衣帛矣、雞豚狗

彘之畜、無失其時、七十者可以食肉矣、百畝之田、勿奪其時、八口之家、可以無飢矣、謹庠序之教、申之以孝悌之義、頒白者不負戴於道路矣、七十者衣帛食肉、黎民不飢不寒、然而不王者未之有也(梁惠王上) あるいは

死徙無出鄉、鄉田同井、出入相友、守望相助、疾病相扶、則百姓親睦(滕文公上)

とあるように数人からなる家族を単位に五畝の宅地と百畝の田地を給与され、その土地に定着し、周囲の他の家々と地縁的結合関係を形成していく、というのである。

(1) 津田左右吉は「利を求めることを力を極めて排斥した孟子でありながら、民については仁義によらずして利害によって去就することを正當視し、それを基礎として王道論を立ててゐる」(前掲書 一五三頁)と述べている。

(2) 徠民篇には「且周軍之勝、華軍之勝、長平之勝、秦所亡民者幾何、民客之兵不得事本者幾何。臣竊以爲不可數矣」とある。だとすれば、この篇の書かれた時期は長平の戦の後、しかもその歴大な損失を回復し得てない時期、換言すれば、長平の戦からさほど時間を経

過していない時期だと考えられる。

(3) 孟子は、周代の制として「耕者之所獲、一夫百畝。

百畝之養、上農夫食九人、上次食八人、中食七人、中

次食六人、下食五人」(萬章下)と述べている。ここに

も、孟子の前提としている生産・消費単位としての家族が、比較的小人数であることが示されている。

三 おわりに

以上、われわれは、孟子において、民の移動が如何に考えられているかについて考察してきた。そこで明らかになったことは、孟子において、民の移動の問題は、強制されて受動的にその本来の土着地から切断され、地縁的、血縁的紐帯を解体されて、止むなく移動していく、と把握されるとともに、「仁政」を施す王のもとに積極的、自発的に移動していく、という形でも把握されている、ということであった。ここで注意したいことは、王の「仁政」そのものが、民をその本来の土着地から切断する政策を持っていないことである。「仁政」は、すでに土地から切断されている民を招徠し得るだけなのであり、民をその土着地から切断するのは「虐政」の働きなのである。だとすれば、はなはだ奇妙ではあるが、孟子の王道論は、かえって

「虐政」の存在、そうした「虐政」を行う君主の存在を前提として、はじめて成立するものだと⁽¹⁾言える。

もう一つ奇妙なことは、孟子にあって農民の存在・行動形態が、すでに見たように商人、士(遊説者)のそれをモデルに考えられていることである。もちろん、孟子にあって究極的には、農民は定着をその存在・行動形態の本質とする存在として把握されている。

このことは、前引の箇所「死徒無出郷」とあることによっても明らかである。にもかかわらず、農民の存在・行動形態が、そもそも移動することを存在・行動形態の本質とする商人、士をモデルに考えられている。これはきわめて奇妙なことと言わねばならないが、何故に孟子はこう考えたのであろうか。このことについて明確な解答は出せないのであるが、一応考えられることは、孟子が自分自身の存在・行動形態に引付けて、農民のそれを考えていたのではないか、ということである。前引の箇所に「士之仕也、猶農夫之耕也、農夫豈爲出疆舍其耒耜哉」(滕文公下)という箇所があった。もちろん、この箇所から直接読取れるのは、士の存在・行動形態を農民のそれに引付けて理解している、ということである。しかし、「周霄問曰、

古之君子仕乎」で始まることから明らかのように、この一文を含む一節が士の仕官を主題にしていることを考えれば、かえって農民の存在・行動形態を士のそれに引付けて孟子が考えていると解釈できるであろう。

このようにみてくると、孟子が民の移動の問題を考えたとき、きわめて奇妙な二つの前提に立って考えていたことが明らかになる。第一の前提は、天下に一人の君主のみが「仁政」を行い、他のすべての君主は「虐政」を行なっているのだ、という前提。第二に農民の存在・行動形態が、商人や士のそれと同質なものだ、とする前提。こうした奇妙な前提に立って、民の移動の問題が考えられるとすれば、民の移動の可能なことを前提として成立している孟子の王道論もまた奇妙な論と言わねばならない。すでに述べてきたように、商君書徠民篇に示された現実認識に比し、孟子の現実認識の観念性がよく示されていると言えるのではなからうか。

(1) 津田左右吉は「孟子の説いたような径路によって王となるものが現われるのは、多くの君主のうちの一人のみが仁君であって、他はみな虐主であることが必要である」(前掲書 一五二頁)と述べている。